

プレス発表

細倉鋳業株式会社による補助金不正受給に対する処分について

平成14年12月20日
経済産業省
原子力安全・保安院

1. 経緯

関東東北鋳山保安監督部は、本年5月に外部から細倉鋳山の坑廃水排出水の水質データの情報提供を受けて、鋳山保安法及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」という。）に基づき事実確認を行った。その内容は、細倉鋳業株式会社（中山駿社長；宮城県鶯沢町^{うぐいすざわちょう}所在）に対して5月以降、鋳山保安法に基づく特別検査（司法捜査）を行うとともに、交付した補助金（*注）について、6月以降、補助金適正化法に基づく立入検査（3回）を実施し、補助事業の遂行状況を把握した。

同部は、細倉鋳業株式会社に交付した補助金について、本日（12月20日）付けで補助金適正化法違反が認められたことから補助金の交付決定の一部取消し及び返還を命令するとともに同社を補助金適正化法違反により宮城県警に告発を行った。

鋳山保安法違反については、現在捜査中である。

*注 細倉鋳山における坑廃水処理事業に対し、休廃止鋳山鋳害防止等工事費補助金（休廃止鋳山鋳害防止工事費）（平成8年度から平成13年度の6年間の合計236,125千円）を交付。

2. 補助金適正化法関連措置

(1) 事実関係

関東東北鋳山保安監督部による検査の結果、判明した事実関係は以下のとおり。

細倉鋳業株式会社は、交付決定の内容に違反して、排出基準を超過した排出水であることを認識していたにもかかわらず、当該排出水の水質分析値のデータを改ざんし何らの排出基準を遵守するための措置も講じないまま河川に放流し続けたこと。

細倉鋳業株式会社は、補助金適正化法第14条に基づく実績報告書において、排出基準を超過した排出水を河川に放流していたことを認識していたにもかかわらず、坑廃水の処理後における目標水質の達成率につき100パーセントであると虚偽の記載をしたこと。

(2)措置概要

以上の事実関係を踏まえ、本日（12月20日）付けで以下の措置を実施。

細倉鋳業株式会社に対する措置

- 1)補助金適正化法第17条第1項に基づき、上記補助金の交付決定の一部を取消し。
これに伴い、同社に対し、取消しに係る補助金の返還（加算金を含め約8,600万円）を命令。
- 2)経済産業省から同社への補助金等及び委託費の交付を停止（3年間）

補助金適正化法違反に係る告発

関東東北鋳山保安監督部は、細倉鋳業株式会社が補助金を不正に受給し、補助金適正化法第29条第1項に違反したものとして宮城県警に告発。

関係職員の処分

本補助金の確定に関し管理・監督責任を有する当省職員のうち、現在も在職している者に対する処分（口頭厳重注意）を実施。

(3)再発防止対策

本院は、各鋳山保安監督部が同様の補助金を交付している全国の鋳山に対して、補助金が適切に執行されているか、排出基準の遵守が図られているかを抜き打ち検査等により、厳しく検査して厳重な監督を実施するよう指示する。

3. 鋳山保安法上の措置

本件に係る鋳山保安法上の法令違反（排出基準を超過する鉛排水を放流したこと、関東東北鋳山保安監督部に改ざんされたデータを報告していたこと）については、現在、平成15年の年明けの鋳山保安法違反の送致も視野に入れて捜査中。

< 本件の問い合わせ先 >

原子力安全・保安院 鋳山保安課 木野、佐藤
(電話 03 - 3501 - 1870)

細倉鉦山の位置図

